

府子本第 412 号
29文科初第 297 号
雇児発 0517 第 3 号
平成 29 年 5 月 17 日

各都道府県知事
各指定都市・中核市長
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部統括官
西崎 文平

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
吉田 学

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正について（通知）

このたび、第 193 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）」（以下「第 7 次一括法」という。）が成立し、平成 29 年 4 月 26 日に公布されました。

これは、平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものです。

第 7 次一括法により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等が改正されました（別添）。

その改正内容及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、第7次一括法の施行に伴う関係府省令等の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の概要

今回の改正は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲すること及び認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲することを主な内容とするものです。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第7次一括法第1条関係）

（1）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲すること

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定（第3条第1項、第3項等）

指定都市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（ ）の認定権限を、都道府県知事から指定都市の長へ移譲することとしたこと。

都道府県又は都道府県立の公立大学法人が設置する施設を除く。

認定権限の移譲に伴い、以下の事務・権限についても指定都市の長が併せて行うこととしたこと。

第3条第1項	認定申請の受理
第3条第3項	認定申請の受理（連携施設に係るもの）
第3条第5項	認定の審査
第3条第8項	認定・不認定
第3条第9項	認定しない旨及び理由の通知
第3条第11項	自ら設置した施設についての公示
第4条第1項	認定の申請
第7条第1項	認定の取消し
第7条第2項	認定を取り消したときの公表
第7条第3項	自ら設置した施設についての公示の取消し
第8条第1項	関係機関への協議

都道府県知事への協議（第3条第7項）

指定都市の長は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととしたこと。

指定都市による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置（第3条第11項）

指定都市の長が、都道府県知事の認定を要せず、自ら幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置することを可能としたこと。

都道府県知事への認定・設置に係る情報の提供（第3条第10項及び第12項）

指定都市が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定・設置をした際は、都道府県へその情報を提供することとしたこと。

都道府県知事による教育・保育等に関する情報の提供（第28条）

都道府県知事は、指定都市の長が認定を行った場合の申請書の写しの送付（第3条第10項）、指定都市の長が自ら施設を設置した場合の書類の提出（同条第12項）を受けたときは、当該施設に係る第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要についてサービス利用者に周知することとしたこと。

都道府県立の公立大学法人が幼保連携型認定こども園を設置した場合について、当該施設に係る第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要についてサービス利用者に周知することとしたこと。

（2）認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲すること

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理（第29条第1項）

これまで、認定こども園の申請事項の変更の届出については、指定都市・中核市が認可した幼保連携型認定こども園であっても、一律に都道府県へ届け出ることとされていたが、法施行後は当該認定こども園について認可・認定をした自治体へ届け出ることとしたこと。

都道府県知事への変更の届出の受理等に係る情報の提供（第29条第2項、第3項）

指定都市の長が第29条第1項の変更の届出を受けたとき又は当該指定都市が設置する認定こども園について申請事項の変更を行ったときは、都道府県知事に当該変更に係る書類を都道府県に提出することとしたこと。

都道府県知事による教育・保育等に関する情報の提供（第29条第4項）

都道府県知事は、設置者からの変更の届出（第 29 条第 1 項）、指定都市の長からの書類の提出（第 29 条第 2 項、第 3 項）を受けたときは、当該変更に係る事項についてサービス利用者に周知することとしたこと。

認定こども園の報告の徴収（第 30 条第 1 項）

これまで、認定こども園の運営状況については、指定都市・中核市が認可した幼保連携型認定こども園であっても、一律に都道府県へ報告することとされていたが、法施行後は当該認定こども園について認可・認定をした自治体へ報告することとしたこと。

都道府県知事への報告の徴収等に係る情報の提供（第 30 条第 2 項）

指定都市の長が第 30 条第 1 項の認定こども園の運営状況の報告を受けたときは、都道府県知事に当該報告に係る書類の写しを都道府県に提出することとしたこと。

2 子ども・子育て支援法の一部改正（第 7 次一括法第 2 条関係）

（ 1 ）特定教育・保育施設の設置者の遵守すべき基準（第 34 条第 1 項）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が指定都市の区域にある場合には、当該指定都市の条例で定める要件を、設置者が遵守すべき基準とすることとしたこと。

（ 2 ）特定教育・保育施設の運営等に関する市町村長の勧告、命令等の権限（第 39 条第 2 項、第 5 項）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が指定都市の区域にある場合には、市町村長が自ら施設に対する認可権限等を持つため、両規定の通知義務を負う市町村長から指定都市の長を除くこととしたこと。

（ 3 ）特定教育・保育施設の確認の取消し（第 40 条第 1 項）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が指定都市の区域にある場合には、市町村長が自ら、設置者が認可基準に従って運営することができなくなったと認めるときに、確認の取消し等を行うことができることとしたこと。

3 施行期日等

（ 1 ）平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。（第 7 次一括法附則第 1 条関係）

（ 2 ）施行日前に都道府県知事が行った幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定（認定の取消しを含む。）については、施行日後において指定都市の長が行ったものとみなすこととしたこと。

施行日前に設置者が行った都道府県知事への申請については、施行日後に指定都市の長に対して行った申請とみなすこととし、受理を行った都道府県が当該申

請に係る書類を転送することにより、指定都市の長が審査・認定を行うことができることとしたこと。（第7次一括法附則第7条第1項関係）

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条に規定する申請事項の変更の届出、同法第30条に規定する運営状況の報告のうち、施行日前に都道府県知事に対し行なわなければならなかった事項であり、かつ、施行日前にその手続きがされていないものについては、施行日後に、指定都市の長に対しその手続きがされていないものとみなして、改正後の規定を適用することとしたこと。（第7次一括法附則第7条第2項関係）

- (3) 施行日前に都道府県知事の認定を受けていた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のうち、指定都市が設置したものについて、施行日後において改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項の公示を行ったものとみなし、認定こども園として扱われることとしたこと。（第7次一括法附則第2条第1項関係）

第二 留意事項

今回の改正により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲したことに伴い、指定都市におかれては、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る条例（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項、第3項に規定するもの）を施行日までに制定していただく必要があります。

- 別添1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（関係部分抜粋）（条文）
- 別添2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（関係部分抜粋）（新旧対照表）

本件連絡先

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）

電 話：03-6257-3095

F A X：03-3581-2808